

偉大なる 共生社会は マイナーからメジャーに



日本再生プログラム推進フォーラム



第18期総会イベント

第一部
13:30～14:15
総会

4月24日(土)
AP東京八重洲
ルームA

第二部
14:30～16:30
基調講演

本日は、ご参加くださりありがとうございます。

偉大なる共生社会はマイナーからメジャーに

みなさん、こんにちは。認定NPO日本再生プログラム推進フォーラムにご参加いただき、いつも大変ありがとうございます。一昨年の秋に中国武漢から始まった新型コロナウイルスの世界的感染流行は、今年2月ごろから変異株＝威力の強いコロナ・バージョン2の流行となり、この総会もプログラムを短縮しての開催となりました。

人類の歴史を振り返ると、それは疫病との闘いの歴史といっても過言ではありません。特に人が今までの定住圏を離れて大きく移動を始めたときに恐ろしい疫病が大流行して、大量の犠牲者が出るが多々あります。十字軍がもたらした天然痘、モンゴルがもたらした黒死病、スペインが広げた新大陸の天然痘、第一次大戦の兵士がもたらしたスペイン風邪等々。今回は武漢という自動車製造業の拠点で感染が最初に大きく広がっていて、それが世界に拡散。これは製造業の世界的分業体制がもたらした世界的な人と貨物の移動が根本的な原因だと考えられます。

ということは過去の歴史を振り返ると、感染流行収束後には行き過ぎた人の移動は抑制され、もっと政治的・経済的に自立した国や地域が勃興してくると思えます。したがって今まで世界の潮流であったグローバリゼーションや覇権による世界支配はすっかり退潮して、各国・各地域の自立とヨコのつながりが世界を覆う時代になると考えられます。

同時にコロナで世界の人々は改めて健康の大切さと地域の自立の大切さを実感し、ライフスタイルもそれまでの効果・効率一点張りのものから、自然との共生を重視したものに急速に変えつつあります。こうした動きは我々がもう15年以上前から唱えてきた偉大なる共生社会が、それまでのマイナーな立場からメジャーな立場に一気に転換したことを意味します。

アフターコロナは、いよいよ本格的な偉大なる共生社会の到来です。われわれは今まで各分野で具体的にどういう生活や仕事の仕方がよいかを考え、学び、世の中に発信してきました。そうした積み重ねがヨコのつながりのなかでこれから民主導でどんどん実現していこうとしています。

今年の活動もコロナの感染動向を見て機動的に行うことになりますが、引き続き偉大なる共生社会への啓もうと同時に、できる範囲でヨコのつながりをどんどん広げる活動を行い、世論をますます偉大なる共生社会の積極的実現へと誘っていきたいと思います。

どうぞ今年もまたみなさんの積極的な活動をお願いいたします。

2021年4月21日

認定NPO日本再生プログラム推進フォーラム

理事長 藤原直哉

(NSP4月役員メッセージより)

プログラム

13:00	会場受付開始
13:15	オンライン会場 開場

第一部

第18期総会

13:30	開会・役員挨拶
13:35	NSP第18期総会
14:15	休憩・換気
14:25	オンライン会場 開場

*コロナ感染対策のため、例年総会にてご報告説明しております内容を今回は短縮版とさせていただきます。

*第一部が予定時間よりも早く終了した場合、休憩・第二部の開始時間を早める可能性がございます。

第二部

基調講演

14:30	基調講演 藤原直哉理事長 偉大なる共生社会はマイナーからメジャーに
16:00	質疑応答
16:20	総括・記念写真撮影
16:30	閉会

*会場の模様は、活動記録・広報目的として写真及び映像録画させていただきます。カメラなどに映り込む場合がございますので、予めご了承ください。



新型コロナウイルス 感染症予防・拡大防止 対策ご協力のお願い

本総会イベントを会場開催するにあたり、ご参加くださる皆さまが安心してご参加いただけますよう、下記の通り安心・安全な環境づくりへのご理解・ご協力をお願いいたします。



<会場施設の取り組み・当日運営>

- 会場として利用する AP 東京八重洲は、消毒・清掃を強化徹底されている施設です。
- 会場最大収容人数の半数に設定したレイアウト、座席間隔を空けた配置をしております。
- 出入口ドアは、総会イベント開始直前まで開放し、休憩時には必ず換気を行います。
- 飛沫感染防止用のアクリル板を各机に設置しております。
- マスクのご着用、咳エチケット、アルコール消毒のご使用にご協力ください。
- 会場内では、蓋付きの飲料を除き、ご飲食はお控えください。
- ゴミは出来る限り各自でお持ち帰りいただきますようご協力をお願いいたします。

団体紹介

認定NPO法人 日本再生プログラム推進フォーラム（通称NSP）

主たる事務所 神奈川県小田原市栄町2丁目13番12号 ASUKAビル2階

✉ staff@nipponsaisei.jp

🌐 <https://nipponsaisei.jp/>



設立・登記

平成15年 2003年10月16日

内閣府認証NPO法人登記

認定・更新

平成25年 2013年11月13日

東京都より認定NPO法人として認定

平成30年 2018年11月13日

神奈川県より認定NPO法人として認定更新

役員構成

理事長 藤原直哉

経済アナリスト、(株)あえるば代表取締役会長

理事兼事務局長 三上靖彦

(株)ミカミ代表取締役

理事 阿部重利

ヒューマネコンサルティング(株)代表取締役

理事 佐藤茂則

(有)ミック研究所 所長

理事 山中茂樹

アクトイット(株)代表取締役

監事 鬼澤慎人

(株)ヤマオコーポレーション 代表取締役



偉大なる共生社会の実現に向けて

ヨコ型・シェア型・参加型の活動を通して

観光立国・新しい農業・健康立国・世代間継承の政策提言

第18期総会資料

2020年10月1日～2021年9月30日

日時・会場

2021年 令和3年4月24日（土）

13:35～14:15

AP東京八重洲

東京都中央区京橋1丁目10番7号

KPP 八重洲ビル 13階 ルームA

オンライン配信@Zoom

総会次第

1. 開会
2. 議長選出
3. 定足数の確認
4. 議事録署名人指名
5. 第1号議案
第17期事業活動報告の承認について
6. 第2号議案
第17期収支決算報告の承認について
収支決算報告
監査報告
7. 第3号議案
第18期事業活動計画の承認について
8. 第4号議案
第18期収支予算計画の承認について
9. 第5号議案
定款の変更について
10. 第6号議案
役員の選任について
11. 閉会

第1号議案

第17期事業活動報告

コロナ禍により、皆さまの安全安心確保を最優先させていただき、令和2年3月～9月は会場開催なし・収録版に切り替えました。あわせて、オンライン配信での新たな取り組みも始めました。

<総会>

世代間継承と日本の未来

令和元年10月19日（土）

<理事会>

- ・ 会場開催

10月19日（土）・11月20日（水）

- ・ オンライン開催

4月15日（水）・6月17日（水）

8月19日（水）・9月16日（水）

<時局ならびに日本再生戦略講演会>

- ・ 会場開催

11月16日（土）・12月7日（土）

1月11日（土）・2月15日（土）

- ・ 収録型（会員限定事前質問受付）

3月14日（土）・4月15日（水）

5月6日（水）・6月5日（水）

7月2日（木）・8月8日（土）

9月5日（土）

<継続活動>

- ・ 健康立国対談
- ・ ウェルネスラジオ
- ・ 知って行って観て会って
- ・ 公認たまり場
- ・ ソーシャルメディア部

<新たな取り組み>

- ・ ABE Zoom Bar
- ・ オンラインLIVE
- ・ オンライン読書会



財 産 目 録

2020年9月30日現在

特定非営利活動法人の名称		特定非営利活動法人 日本再生プログラム推進フォーラム		
科 目		金 額		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
現金手許有高		2,970		
当座預金 ゆうちょ銀行29支店		74,288		
普通預金 三井住友銀行日比谷支店		2,034,079		
普通預金 みずほ銀行小田原支店		145,810		
前払費用				
経費前払分		0		
流動資産合計			2,257,147	
資産合計				2,257,147
II 負債の部				
1 流動負債				
未払費用				
経費支払分		1,188		
前受金				
会費収入等		175,051		
流動負債合計			176,239	
負債合計				176,239
正味財産				2,080,908

貸 借 対 照 表

2020年9月30日現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 日本再生プログラム推進フォーラム
--------------	----------------------------

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,257,147		
前払費用	0		
流動資産合計		2,257,147	
資産合計			2,257,147
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	1,188		
前受金	175,051		
流動負債合計		176,239	
負債合計			176,239
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			1,408,345
当期正味財産増減額			672,563
正味財産合計			2,080,908
負債及び正味財産合計			2,257,147

活動計算書

(2019年10月1日 ～ 2020年9月30日)

特定非営利活動法人 日本再生プログラム推進フォーラム

科 目 ・ 摘 要	予算 ①	第17期分 ②	増減 ②－①	備考
I 収入の部				
1 会費収入				
個人会費	1,350,000	1,345,000	△ 5,000	
法人会費	260,000	280,000	20,000	
賛助会員	650,000	458,000	△ 192,000	
2 寄附金収入	3,800,000	1,352,100	△ 2,447,900	
3 総会・セミナー収入	1,000,000	439,000	△ 561,000	
5 その他(預金利息・雑収入)		2,000,013	2,000,013	*1
収入合計(A)	7,060,000	5,874,113	△ 1,185,887	
II 支出の部				
1 管理費				
事務局運営費	1,590,000	1,610,400	20,400	*2
旅費交通費	60,000	15,458	△ 44,542	
通信運搬費	100,000	102,186	2,186	*3
消耗品費	15,000	0	△ 15,000	
地代家賃	120,000	120,000	0	
租税公課		600	600	
支払手数料	30,000	29,604	△ 396	
管理費計	1,915,000	1,878,248	△ 36,752	
2 事業費				
事務局運営費	2,380,000	2,349,600	△ 30,400	
諸謝金	350,000	60,000	△ 290,000	
印刷製本費	60,000	0	△ 60,000	
会議費	100,000	46,400	△ 53,600	
接待交際費	70,000	31,392	△ 38,608	
旅費交通費	300,000	104,340	△ 195,660	
通信運搬費	160,000	19,571	△ 140,429	
消耗品費	30,000	1,039	△ 28,961	
会場費	900,000	331,672	△ 568,328	
支払手数料	30,000	29,385	△ 615	
セミナー費用	130,000	39,290	△ 90,710	
総会費用	150,000	100,613	△ 49,387	
たまり場支援金	240,000	210,000	△ 30,000	
雑費	5,000	0	△ 5,000	
予備費	100,000	0	△ 100,000	
事業費計	5,005,000	3,323,302	△ 1,681,698	
支出合計(B)	6,920,000	5,201,550	△ 1,718,450	
当期収支差額(A-B)	140,000	672,563	532,563	

* 当期収支差額は、次期に繰越いたします。

*1 持続化給付金(経済産業省中小企業庁)B-7 NPO法人や公益法人等特例申請(2020年5月申請)

*2 2019年10月～消費税増税のため

*3 ドコモ携帯電話の料金割引終了のため(利用3年目～)

監査報告書

令和3年4月22日

特定非営利活動法人
日本再生プログラム推進フォーラム
理事長 藤原直哉様

特定非営利活動法人
日本再生プログラム推進フォーラム
監事 鬼澤慎人



私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本再生プログラム推進フォーラムの第17期（令和元年10月1日～令和2年9月30日）業務監査及び会計監査を行いました。その結果につき、次のとおり報告いたします。

記

1. 法人の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されており、活動事業報告の内容は適正であると認めました。
2. 貸借対照表、財産目録、活動計算書、いずれも法令及び規定に従って作成されており、会計帳簿及び会計書類の記載金額と一致し、当該事業年度末における収支状況ならびに財政状態を正しく表示しているものと認めました。

以上

第3号議案

第18期事業活動計画



全体

<総会>

偉大なる共生社会はマイナーからメジャーに
2021年4月24日（土）都内会場・配信

<フォーラム>

2021年7月10日（土）都内会場・配信

理事会

通常隔月1回オンライン開催 17時～19時

- 第1回 2020年11月18日（水）
- 第2回 2021年 1月20日（水）
- 第3回 2021年 3月17日（水）
- 第4回 2021年 5月19日（水）
- 第5回 2021年 7月21日（水）
- 第6回 2021年 9月15日（水）

個別事業

(1) 時局ならびに日本再生戦略講演会

毎月1回開催（フォーラム開催月以外）

- オンライン（収録型ウェブ公開）
会員限定事前質問投稿受付あり
- 会場開催
都内（日比谷図書館施設等）
地域開催の場合は会場変動

プログラム

13時半～18時（時間変更の場合あり）

- 前半 藤原理事長時事解説時局分析
- 後半 各月テーマ選定、企画

個別事業

(1) 時局ならびに日本再生戦略講演会

- 第57回 2020年10月 3日（土）
- 第58回 2020年11月 6日（金）
- 第59回 2020年12月 4日（金）
- 第60回 2021年 1月 7日（木）
- 第61回 2021年 2月 5日（金）
- 第62回 2021年 3月 4日（木）
- 第63回 2021年 4月10日（土）
- 第64回 2021年 5月 2日（日）
- 第65回 2021年 6月 5日（土）
- 第66回 2021年 8月21日（土）
- 第67回 2021年 9月11日（土）

5月以降も、日々刻々と変わっていく状況を鑑みながら、収録もしくは会場開催の判断をさせていただきます。（コロナ収束の判断ができるまで）

個別事業

(2) 健康立国対談

健康立国推進の流れの中、肉体の健康・精神の健康・スピリチュアルな健康実現に向けて行動されていらっしゃる方と藤原理事長が対談し、紹介していく。

個別事業

(3) 役員メッセージ

理事・監事が日頃 NSP 以外で活動していること、専門分野の近況報告、「最近こんなことと思っていますが、皆さんどう思いますか」などを情報発信していく。



個別事業

(4) オンライン／直接交流の場

各地の会員の方とオンライン上もしくは直接お会いし、双方向での交流の場を広げていく。

- ABE Zoom Bar
- まちづくりサロン
- ITサロン

など

個別事業

(5) ウェルネスラジオ

運営チームの雰囲気を感じていただけるよう、理事・監事の近況報告や最近思っていること、気になっていること、全国各地の魅力、会員さんとの双方向交流をお届けしていくインターネットラジオを毎月の理事会にて収録していく。

個別事業

(6) 知って・行って・観て・会って

－ひとりが社会のために、社会が一人のために－
偉大なる共生社会の実現に向けて、これまでの活動(観光立国・新しい農業・健康立国)とともに、現地集合・解散型の「そこに行かなければ出会えない」現場を学び、共有をしていく。

(ひと、衣食住、暮らし・景観、風景、風土・歴史、先人の知恵・学校教育、社会人教育・福祉、介護・企業経営、自治体運営・最新技術・世代間継承 など)

個別事業

(7) Around 40

若手メンバーで、次世代へ向けて今自分たちにできることを考え、世代間交流も含めた取り組みを始めていく。

- オンライン読書会
- たくましさとやさしさを心へ届ける
"小さな"メディアエンターテイメント

など

個別事業

(8) たまり場活動の促進

会員による「たまり場」活動を促進、引き続き「公認たまり場」を認定し、活動を支援する。たまり場同士の交流や任意のたまり場活動の紹介配信もしていく。

第2号 多摩黒川農園たまり場

第3号 ソーホーバレーコモンズ

第4号 名古屋地域再生研究会

第5号 たまり場福岡 横の繋がり

第6号 中小企業の経営資源とハピネス研究会

第8号 鹽竈の光を観る旅

第9号 ソーシャルデザイン研究会

第10号 壮年就農GATE

個別事業

(9) その他

収支予算案

(2020年10月1日 ～ 2021年9月30日)

特定非営利活動法人 日本再生プログラム推進フォーラム

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 収入の部			
1 会費収入			
個人会費	1,350,000		
法人会費	260,000		
賛助会員	650,000	2,260,000	
2 寄附金収入		3,300,000	
3 総会・セミナー収入		500,000	
収入合計(A)			6,060,000
II 支出の部			
1 管理支出			
業務委託費	1,620,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	110,000		
消耗品費	10,000		
地代家賃	120,000		
支払手数料	40,000	1,930,000	
2 総会・セミナー支出			
業務委託費	2,380,000		
講師謝礼	150,000		
印刷製本費	30,000		
会議費	20,000		
接待交際費	50,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	20,000		
会場費	350,000		
支払手数料	80,000		
セミナー費用	100,000		
総会費用	380,000		
たまり場支援金	240,000		
雑費	5,000		
予備費	25,000	4,080,000	
当期支出合計(B)			6,010,000
準備金(A)－(B)			50,000

* 軽微な変更などがある場合には、理事会にて適宜協議してまいります。

第5号議案

定款の変更

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第5章 総会	第5章 総会
(開催) 第23条 第1項 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。第2項 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。	(開催) 第23条 第1項 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。第2項 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(招集) 第24条 第1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。 第2項 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 第3項 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。	(招集) 第24条 第1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。 第2項 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 第3項 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(表決権等) 第28条 第1項 各正会員の表決権は、平等なものとする。 第2項 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	(表決権等) 第28条 第1項 各正会員の表決権は、平等なものとする。 第2項 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 <u>やむを得ない理由により会場に来ることができない正会員は、Zoom等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議などオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。</u>

第5号議案

定款の変更

第3項 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。 第4項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。 (議事録) 第29条 第1項 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時および場所 (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要および議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項	第3項 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。 第4項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。 (議事録) 第29条 第1項 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時および場所 (2) 正会員総数および出席者数(Zoom等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議などのオンライン会議システムによる出席者がある場合と、書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要および議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項
第6章 理事会	第6章 理事会
(開催) 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき (招集) 第33条 第1項 理事会は、理事長が招集する。 第2項 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。 第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場	(開催) 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があつたとき (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき (招集) 第33条 第1項 理事会は、理事長が招集する。 第2項 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。 第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場

第5号議案

定款の変更

所、目的および審議事項を記載した<u>書面をもって</u>、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (表決権等) 第36条 第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。 第2項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面をもって表決することができる。</u> 第3項 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。 第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録) 第37条 第1項 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時および場所 (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(<u>書面表決権にあっては、その旨を付記すること</u>) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要および議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項	所、目的および審議事項を記載した<u>書面または電磁的方法をもって</u>、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (表決権等) 第36条 第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。 第2項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面または電磁的方法をもって表決することができる。</u>やむを得ない理由により、会場に来ることができない理事は、<u>Zoom等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議などのオンライン会議システムによって</u>理事会に参加し、表決することができる。 第3項 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。 第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録) 第37条 第1項 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時および場所 (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(<u>Zoom等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議などのオンライン会議システムによる出席者がある場合と、書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること</u>) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要および議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項
---	--

第6号議案

役員を選任

定款第4章第14条の定めにより、役員を選任について提案する。

佐藤茂則氏の理事退任により、樋口敬子氏を新たに理事に選任

役職名	任期	氏名
理 事	半年（2021年5月1日～2021年10月31日）	樋口 敬子

退任のご挨拶

N S P会員の皆様 こんにちは、令和3年4月を持ちまして退任させて頂くことになりました佐藤です。大変お世話になりました。今後は皆様と同じ一会員として参加継続させて頂きます。

藤原先生とのご縁は確か十数年前の7月だったと思いますが妻と一緒に掛けて行った思い出から始まっています。その妻も昨年のコロナ感染が始まった1月29日に8か月の入院生活をへて亡くなっています。何をしても一緒、藤原先生の講演も何度も妻と一緒に聞きに出かけています。その妻を失い、気持ちはすでに切り替えています。妻と一緒に立ち上げたN P O（15年活動）も解散し、ミック研究所と合体して新規にスタートしています。

私は心問題を中心に取組んでいます。取り組み方の前提は社会環境変化だと思っています。社会変化と人の意識、この図式は時代に関係なく、物事を理解する着眼だと思っています。その社会変化を的確にとらえる上で、先見性と洞察力ある藤原先生の話は今後とも参考にしながら自分の使命を果たしていきたいと思っています。

その社会は高齢社会が進む一方ですが、人の痛みには以下のようなものがあります。
肉体的な痛み、精神的な痛み、社会的な痛み
（孤立、孤独、家族問題、経済問題等）

こうした痛みに加えて、これから大きくなるのは「存在の痛み」 自分存在としての痛み、何のために生きるか、こうした痛みが年齢関係なく増えていくのではないかと感じています。希望ある社会づくり向かって、個々の事業を通して寄与していくことが大切と感じます。そのど真ん中に位置しているのが認定NPO法人日本再生プログラム推進フォーラムです。

ひとつの区切りになりますが、今後も一会員として参加させて頂きますので宜しくお願い申し上げます。

役員後任につきましては、N S Pの顔は藤原理事長ですが、もうひとつの顔の事務局としていつも元気に明るく頑張っている樋口敬子さんを強く推薦します。藤原理事長を補完し、会員皆様にさらに強く結び付けて頂きN S Pのさらなる発展につながると考えています。

最後になりますが皆様方の健康と家族の幸せを心からご祈念申し上げます。ありがとうございました。

令和3年4月24日
認定NPO日本再生プログラム推進フォーラム
理事 佐藤茂則

第6号議案

役員を選任

理事予定者のご挨拶

このたび、佐藤茂則理事の後任として推薦いただきました樋口敬子でございます。

まずは、これまでNSPを通してのすばらしい出会い、ご縁に支えられ、本日を迎えることができましたことに心から感謝申し上げます。

藤原理事長による運営体制（2009年秋・第7期より）となった第1回総決起集会（2010年5月16日開催：約140名での集会）の事前準備・当日事務局のお手伝い係が、NSPでのわたくしへの始まりでした。その後は、正式に事務局の一員として運営チームに加わりました。当初は、NSPの全体活動と並行に、役員の皆さんそれぞれが主体となって始まった研究会も毎月のように勉強会・懇親会が開催されました。毎月の週末の半分以上がNSPで埋まることも多く、会員の皆さんとの交流・親睦がどんどん深まっていくきっかけとなりました。

「まずは、やってみよう！」「ないのなら、つくってみよう！」「それぞれ、やってごらん！」のような前向きな想いと行動力が当時のNSPからの魅力でした。ゼロから始めることも多く、たくさんのことを実践の場で学ばせていただきました。いつも支えてくださったのは、第7期から歴代の運営チーム（役員・事務局）の皆さんと全国にいらっしゃる会員の皆さんでした。

そして、今から4年半前、2016年10月（第14期）に事務局として復帰することになった際、「おかえりなさい！」「はじめまして、お話しはかねがね」などお声をいただいたことも、わたくしの宝物です。これまでの活動を継続していくことと新たに始めていくこと、運

営チーム主体のものから会員さん主体のものまで、ヨコにもタテにも活動の場が広がり深まっていること、NSPとしての立ち位置も良い変化をしてきていることを実感しております。

昨日4月23日は、最初のYouTube動画（19秒）が公開されてから16周年の日でした。

（参考：Me at the zoo/ jawed *投稿上は2005/04/24と掲載） 私たちNSPでも早いうちからYouTubeやVimeoなどを活用してまいりましたが、当初は10分・15分など動画時間制限があったり、アップロードにも今では考えられないほどの手間と時間がかかったりと、テクノロジーの進化生成を身近で感じながら、デジタル世界の変化を体感してまいりました。デジタルとアナログの2本立てとして、オンライン活用と並行にNSPの魅力の1つである色々な方との直接交流も集中型から分散型へと良い方向へと変化していることも、一途で多様なNSP（Singular NSP and Plural NSPs）の魅力だと感じております。

和顔愛語を大切に、違うから愉しく、似ているから嬉しい新鮮な気持ちで、これまで通り一会員として、事務局として、そしてこれからは理事として、複数のお役目をお引き受けさせていただき、NSPのこれまでの歴史を大切に、これからもご縁ある皆さまと一緒にあかるく、あたたく、たくましく、未来を創ってまいりたいと思っております。重責に身の引き締まる思いですが、これからもご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2021年4月24日
認定NPO日本再生プログラム推進フォーラム
事務局 樋口敬子 16

基調講演

認定NPO法人日本再生プログラム推進フォーラム
理事長 藤原直哉

偉大なる共生社会はマイナーからメジャーに

1. アフターコロナはどんな世の中か

- ・ 疫病大流行の原因となった人の行動、価値観、システムが破棄される
- ・ 既存の権威、権力、覇権の終焉と世の中の混沌化が進む
- ・ 統制の時代から民がヨコにつながる時代へ

2. 偉大なる共生社会とはどんな社会か

- ・ 時空を超えて人々が生命の根源を自覚することで生まれる社会
- ・ 物質偏重の近代化で生かされなかった隠れた資源が一斉に開花していく
- ・ 新しい価値観に基づいて社会のインフラを一新することになる

3. 時代の転換点での積極的な生き方とは

- ・ 価値観がイメージを作り、イメージが現実を作る
- ・ 時代の断層の向こう側に早々に引っ越すことが何よりも大切
- ・ アナログ、デジタル併用で民がヨコにヨコに動くことが大切

メモ
